平成２３年度　第３回国民健康保険運営協議会【会議録】

日　時　　平成２４年1月１７日（火）午後２時～２時４５分
場　所　　だんじり会館　会議室
○ 出席委員　東政治、原眞一郎、茶野安雄、大松忠男、石田茂、彦野洋一、田中弘美、中山堯之、久禮三子雄、濱﨑浩之、宮本治子、山岸哲夫、山本昇、作治施土子、楠本二郎、柳原政敏、石田敏朗、喜多眞生
○欠席委員　岩佐博、島田弘和、
○事務局　　小口市民生活部長、田中国民健康保険課長、中川参事、濱担当長、上田担当長、井戸担当長、和田担当長、谷本担当員、金永担当員
傍聴者　なし

○本日の会議、有効定数により成立の報告

会　議　録（要旨）

１．案件
答申(案)について

〈質疑の概要〉

会長　会議次第の３．案件の答申(案)についてですが、諮問内容を検討委員会で審議を行い、答申(案)として取りまとめをいたしました。
　答申(案)の報告について、平成 23 年度諮問内容検討委員会の中山委員長よりお願いします。

委員長　皆さん、こんにちは。検討委員会委員長の中山です。それでは只今から答申(案)の内容につきまして、ご報告いたします。お手元の資料にありますように、諮問内容を検討するために５名の委員と、オブザーバーとして東会長が選出され、各委員の互選により私が委員長をお受けいたしました。
　審議は 11 月から 12 月下旬にかけて検討委員会を３回、委員会内部の協議会を２回開催した結果、別紙の「答申(案)」を取りまとめました。
　検討委員会の内容としまして第１回目に、国保財政健全化に必要な所要額と資産割の存廃等について協議を行いました。
　所要額については、平成 24 年度に 52 億円の保険料が必要であることが事務局から示されました。資産割の存廃については、「存続」した場合、「半減」した場合、「全廃」した場合それぞれの保険料率等の算定根拠とその資料を、次回の検討会に提出するよう事務局に求めました。

第２回は、事務局に求めていた資料を基に、その内容の検討と分析等を行いました。資産割の存廃については、これまでの審議経過や現下の経済情勢等について議論を重ねたうえで、次の３点の内容を中心に検討を進めることとしました。

（１）資産割を廃止する

（２）限度額は７万円引き上げる

（３）収納率は阪南各市と同程度以上を目指す

第３回は、次年度に向けた阪南各市の動向等も参考にしながら「答申(案)」を別紙のように取りまとめました。その内容を事務局に朗読いたさせます。

（事務局　朗読）

委員長　答申(案)の朗読が終わりましたが、本案の審議とは別に、検討委員会の審議内容等で何かご質問はありませんか。

(とくに質問等はなく、内容についても異議なしの声)

委員長　ありがとうございました。それではこれで、本案作成の経過並びに内容の説明を終わります。

会長　委員の方には検討委員会において、５度にわたる長時間のご審議をいただきありがとうございました。

本答申（案）は、検討委員会並びに同協議会での検討結果を別紙（「答申」(案)平成 24 年１月 17 日付）のようにまとめ、事務局から事前に委員の皆さんにお届けをしました。その内容につきましては、既にご承知のとおりと存じますので、細部にわたる説明は省略のうえで審議に入ります。本案につき、質疑やご意見はございませんか。

委員　健全化のためには、歳入の増額として限度額を 73 万円に引き上げる。収納率 92.2%を目指す。一般会計繰入金の増額が必要であり、歳出の削減としてレセプトの点検があると思います。平成 24 年度は 52 億円の保険料が必要とのことですが、答申(案)どおりに行えば収支バランスはどうなりますか。

事務局　第２回運営協議会で、現状のまま推移すれば平成 24 年度に 7.8 億円不足すると資料を基に説明させていただきました。歳出については、レセプト点検やジェネリック医薬品の使用促進、特定健診の推進等で医療費の抑制効果額をすでに見込んだ数字で計算しています。歳入については、一般会計繰入金は予算に関わることで議会の承認が必要ですが、２億円ほどの増額を担当部局へお願

いをし、協議はほぼ整っています。収納率を平成 23 年度の見込率から２％アップすることで約１億円の増収になります。限度額引き上げと料率改定で賦課額は４億４千万円の増額にしたいと考えています。賦課額が上がることにより軽減額が増え、これに伴う一般会計からの繰入金が増額になり、これでほぼ不足分が解消でき、収支バランスがとれると考えています。

委員　貝塚市の限度額は所得区分の階層別になっていましたね。

事務局　医療分の賦課限度額については所得区分の階層別になっています。所得が 400 万円未満の世帯は 29 万円、600 万円未満の世帯は 36 万円、800 万円未満の世帯は 43 万円、800 万円以上の世帯は 50 万円です。支援金分の賦課限度額は 13 万円、介護分の賦課限度額は 10 万円です。

会長　ほかにご意見はございませんか。

(異議なし)

会長　それでは、これをもって答申といたしますがよろしいですか。

（異議なしの声）

会長　ご異議なしのお声がありました。従って本案は原案どおり、これを可とすることに決してよろしいか。

（再度、異議なしの声）

会長　本案につきましたは、ご異議なしと認めます。因って、本答申(案)は、原案どおり全員一致で可決されました。

なお、答申書は、私と職務代理者の楠本委員が同行のうえ、中山委員長から市長へお渡し願うことにいたします。

本日の議案は以上ですが、ほかに何かございませんか。

事務局　委員の皆様には、熱心なご審議をいただきありがとうございました。市民の方々には大きな負担をいただくことになりますので、ご理解いただけるよう十分な説明をしてまいります。議会においても、ご理解いただき議決いただけるよう努力していきます。

（その他の委員、事務局とくになし）

会長　それではこれをもちまして、平成 23 年度第３回国民健康保険運営協議会を終わります。長時間に及ぶご審議にご協力いただきありがとうございました。

平成２４年２月６日
岸和田市国民健康保険運営協議会
会　長　　東　　政　治　㊞